



1. はじめに♪

皆さん、こんにちは。3月に入り、ようやく春らしくなってきましたが、いかがお過ごしでしょうか。

知的財産の「伝説の名指揮者(?)」こと弁理士の中川^{きよむね}浄宗です。

前回のレッスンでは、著作権法が保護する「著作物」として認められるために必要な条件の1つ、「表現されたものであること」について、衣服の抽象的なデザインは著作物ではないとした判例を挙げてお話ししました。

そして、作品の「アイデア」それ自体は「表現」ではないため、「著作物」には当たらず、著作権法では保護されないということでした。

しかし、さらにいえば、「著作物」というためには、「思想又は感情を創作的に表現したもの」でなければなりません(著作権法2条1項1号)。

つまり、著作権法は、表現でありさえすれば、すべて著作物として保護するわけではなく、あくまで「創作性」のある表現を著作物として保護すると規定しているのです。

それでは、前回の内容も踏まえて、「著作物」の条件のつながりで、今回は知的財産高等裁判所における平成20年7月17日の判決「ライブドア裁判傍聴記事事件」を紹介しましょう。

今回のレッスンを通じて、皆さんには、この「創作性」という条件をマスターしていただきます。これで皆さんは、著作権法の「名演奏家」にまた一歩近づいたこととなります。

2. 創作性とは?

まず、「創作性」とは、一般に、作者の個性が何らかの形で作品に現れていることをいうとされています。

なお、特許法では、特許を取得するための条件として、その発明に「新規性」や「進歩性」のあることが必要とされています。

しかし、「創作性」は、これまで公には知られていない作品であるといった「新規性」、その分野のプロフェッショナルが簡単には考えつかなかった作品であるといった「進歩性」を要求するものではないのです。

つまり、「創作性」という条件は、非常に緩やかに解釈されているわけですが、どのような場合に「創作性」がないとされるのでしょうか?

1つ例を挙げましょう。仲の悪い歴史学者M夫とN子がいたとします(インディ・ジョーンズ・シリーズのジョーンズ博士と毎度登場する謎の美女といった感じをお願いします😊)。

さて、M夫は、明治時代の著名人たちを簡単に紹介する書籍αを出版し、実在したP女の生涯について、次のように記述しました。

「P女は、幕末に会津藩で生まれ、戊辰戦争を戦った後、私学を設立したQ男と結婚。Q男の死後、P女は茶道教室を開くとともに、日清・日露戦争時には看護婦となり、その功績により勲章を受け、86歳で死亡した」(今年の大河ドラマのヒロインです。最終回までお話ししてスイマセン……)。

すると、書籍αは、この不透明な時代の指南書として見事に大ヒットし、新橋のサラリーマンたちはみんな文庫本で読むようになりました。



一方、N子は、書籍αに対抗して、近代の有名人を簡潔に紹介する書籍βを大急ぎで出版し、P女の生涯については、なんと書籍αにおける記述をそのままコピーしてしまいました。

それにもかかわらず、書籍βも、この不安定な時代のバイブルとして見事に大ヒットし、渋谷の女子高生たちはみんなスマートフォンで読むようになりました。

そうすると、M夫は、N子の成功が面白くありませんので、ある作戦を思いつきました(☹)。

つまり、M夫はN子に対して、「自らのP女に関する記述は著作物であるから、これをそのままコピーした書籍βの出版は自らの著作権の侵害に当たる」と主張しようと考えたのです。

果たして、M夫によるこのような主張は認められるでしょうか？ ここが今回のレッスンのポイントです。

それでは、著作物として保護されるには、作者の個性が作品に現れていなければならないということを念頭に置きながら、いよいよ今回の判決を紹介していきましょう。

3. この事件のあらすじ

まずは、この事件の「主人公」を紹介しましょう。

1人目の主人公である原告Xさんは、平成18年9月12日に東京地方裁判所で開かれたZ氏に対する証券取引

法違反の刑事訴訟事件において、証人・W氏に対して行われた証人尋問（本件証人尋問）を傍聴した方です。

2人目の主人公である被告Y社は、ウェブサイト上の簡易日記であるブログを無料で提供するサービスを管理・運営する株式会社です。

次に、この事件の「あらすじ」をお話しします。

Xさんは、本件証人尋問を傍聴して、その内容の一部をメモし、このノート（Xノート）に基づいて本件証人尋問を傍聴した結果をまとめた傍聴記（X傍聴記）を作成し、平成18年9月14日、インターネットを通じてX傍聴記を公開しました。

そうしたところ、本件証人尋問の内容が記述されている2つのブログ記事（本件ブログ記事）が、Xさんに無断で、平成18年9月30日および同年10月25日にY社の提供するブログ・サービスに開設されたブログにそれぞれ掲載され、公開されました。

そこで、Xさんは、Y社に対して、本件ブログ記事の削除を求めましたが、Y社はXさんからの求めには応じませんでした。

最後に、この事件の「争点」を確認しておきましょう。

Xさんは、Y社に対して、本件ブログ記事がXさんの持つX傍聴記における著作権を侵害するものであると主張し、本件ブログ記事の削除を求めたのがこの事件というわけです。

それでは、恒例の「規範定立」→「当てはめ」→「結論」の「法的三段論法」の流れで判決を読んでみましょう。

4. この判決の内容

1. 規範定立

著作権法2条1項1号所定の「創作的に表現したもの」というためには、当該記述が、厳密な意味で独創性が発揮されていることは必要でないが、記述者の何らかの個性が表現されていることが必要である。

【X傍聴記の一節】

「株式交換で20億円計上」ライブドア事件証人・W氏への検察側による主尋問

● 証人のパソコンのファイルについて

- ライブドアの平成16（2004）年9月期の最初の予算である
- 各事業部や子会社の予算案から作成されている
 - ライブドアファイナンスによる投資事業は含んでいない
- 「売上高は132億円／営業利益は22.7億円」で、最初の予算案だからアグレッシブだった
- 証人は、「売上高は100～110億円／営業利益は7～8億円」が妥当と感じていた

この判決のポイント

言語表現による記述等の場合、ごく短いものであったり、表現形式に制約があるため、他の表現が想定できない場合や、表現が平凡かつありふれたものである場合は、記述者の個性が現われていないものとして、「創作的に表現したもの」であると解することはできない。

また、同条所定の「思想又は感情を表現した」というためには、対象として記述者の「思想又は感情」が表現されることが必要である。

言語表現による記述等における表現の内容が、専ら「事実」……を、格別な評価、意見を入れることなく、そのまま叙述する場合は、記述者の「思想又は感情」を表現したことになるというべきである……。

2. あてはめ

1) X傍聴記における証言内容を記述した部分(例えば、「○ライブドアの平成16(2004)年9月期の最初の予算である」「○各事業部や子会社の予算案から作成されている」)は、証人が実際に証言した内容をXが聴取したとおり記述したか、又は仮に要約したものであったとしてもごくありふれた方法で要約したものであるから、Xの個性が表れている部分はなく、創作性を認めることはできない。

2) X傍聴記には、冒頭部分にお

いて、証言内容を分かりやすくするために、大項目(例えば、「『株式交換で20億円計上』ライブドア事件証人・W氏への検察側による主尋問」)及び中項目(例えば、「証人のパソコンのファイルについて」)等の短い表記を付加している。

しかし、このような付加的表記は、大項目については、証言内容のまとめとして、ごくありふれた方法でされたものであって、格別な工夫が凝らされているとはいえず、また、中項目については、いずれも極めて短く、表現方法に選択の余地が乏しいといえるから、Xの個性が発揮されている表現部分はなく、創作性を認めることはできない。

3) この点について、Xは、X傍聴記はXノートに基づいて作成したものであり、Xノートと対比すれば

その「分類」と「構成」に創意工夫がされているから、X傍聴記に創作性が認められるべきであると主張する。

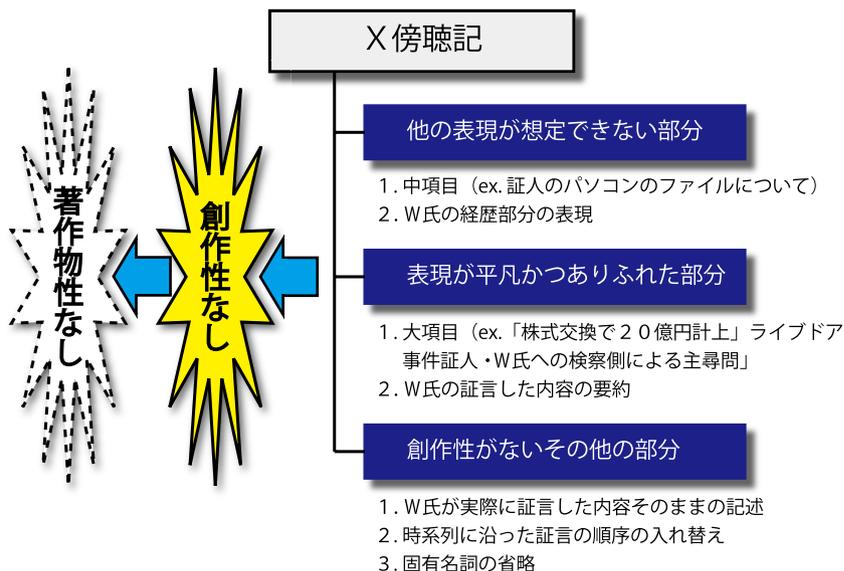
……しかし、Xの主張する創意工夫については、(W氏の)経歴部分の表現は事実の伝達にすぎず、表現の選択の幅が狭いので創作性が認められないのは前記のとおりであるし、実際の証言の順序を入れ替えたり、固有名詞を省略したことが、Xの個性の発揮と評価できるほどの選択又は配列上の工夫ということではできない。

3. 結論

以上のとおり、X傍聴記を著作物であると認めることはできない。

したがって、本件ブログ記事のウェブサイトへの掲載(は)……、著作権侵害行為と(は)いえない。

【ひと目で分かるこの判決のポイント】





5. 実務への指針♪

結論として、この事件では、X傍聴記にはXさんの個性が現れておらず、創作性がないものであるため、X傍聴記に著作物性を認めることはできないことから、Xさんが主張したY社に対する本件ブログ記事の削除は認められなかったということですね。

今回の判決には、次のような実務上の意義があると考えられます。

すなわち、特に言語作品において、それ以外の表現を想定することができない場合、またはその表現が平凡かつありふれたものである場合には、「創作性」がないため、また、その表現の内容がある事実をそのまま述べたものにすぎない場合には、「思想または感情」が表現されていないため、いずれも著作物に該当しないという点です。

ここで、先ほどのM夫によるP女についての記述を読み返してみてください(←)。このような記述は、「P女がいつどこで何をした」という事実をありのままに述べただけですから、著作物には該当しません（これでは大河ドラマも5分で終わりです😅）。

よって、N子の書籍βにおけるP女の生涯についての記述が、たとえ書籍αにおける記述をそのままコピーしたものであったとしても、そもそもこの記述は著作物ではありませんから、M夫はN子に対して著作権の侵害を主張することはできないのです。

もし、M夫がN子に対して著作権の侵害を主張できるとすれば、例えば、P女は激動の明治時代をダイナミックに生きた日本の元祖ハンサムウーマンであるといったM夫なりの観点からP女の生涯を記述したといったように、その表現にM夫の個性が現れている必要があります（これなら大河ドラマとして1年もちます😊）。

なぜ、著作権法は、あくまで「創作性」のある表現を著作物として保護するとしているのでしょうか？

まず、著作権法は、「文化の発展」に貢献することを目的とする法律です。しかし、M夫によるP女についての記述やX傍聴記は、ある事実をそのまま述べたものにすぎず、このような表現を保護しても、文化の発展にはつながらないことがあります。

また、もし、M夫によるP女に関する記述やX傍聴記が著作権法で保護されるとすれば、他の人たちは歴史上の人物の生涯を簡単に紹介する文章やある裁判の審理の内容を正確に伝える文章を書けなくなるおそれがあります。

だから、著作権法は、創作性のない表現については、著作物として保護しないとしています。

つまり、M夫とN子には、著作権をめぐってもめたりしないで、仲良く研究に励んでほしいわけです（ジョンズ博士と謎の美女も最後はたいていラブシーンで大団円です♥️）。

6. おわりに♪

もっとも、「思想または感情を創作的に表現していない」場合とは、具体的にどのような場合を指すのか、その判断が難しいときもあります。

特に、今回のX傍聴記のような、ある事実について述べる言語作品についてはよくみられる問題です。

したがって、今回紹介した判決は、このような言語作品について、どのような場合に「創作性」が否定されるのかを示した1つの事例として実務に影響を与えるでしょう。

すなわち、誰かが話した内容をそのまま再現しただけの記述については当然ですが、話した内容を簡単にまとめた、話した内容に応じて短いタイトルを付けた、話した内容の順序を整理した、そしてその単純な取捨選択を行った程度の記述では、記述者の個性が現れているとはいえなため、著作物には該当しないということです。

それでは今回の「創作性のある表現」のレッスンはここまでにしておきましょう。皆さんお疲れさまでした。

中川 浄宗 (Kiyomune Nakagawa)

鈴木・中川特許事務所 所長／弁理士

2006年に弁理士試験合格後、特許事務所を開設、知的財産の実務に携わりながら、専修大学・神奈川大学の講師も務める。最近になって良さが分かってきたベートーベンの弦楽四重奏曲では中期の「ラズモフスキー第3番」と晩年の「大フーガ」が好き。

〒231-0006 神奈川県横浜市中央区南仲通3-35横浜エクセレントⅢ TEL.045-651-0236
URL : <http://www.ipagent.jp>
E-mail : customer@ipagent.jp